

## 玄米に係る農産物検査制度の見直しに関する意見書

食の安全、安心が求められている現在、農産物の品質を保証する農産物検査の役割は大きなものになっている。

しかしながら、特に玄米において、現在の農産物検査法は食品に求められている安全性や栄養価などの内容の検査はほとんど行われておらず、外観を重視した検査であり、このことが農薬の多投入を促す結果になっている。例えば、農産物規格規定では、カメムシ等の食害による着色粒の混入量を一等米で0.1%を上限と定めているが、平成15年度、秋田県内では二等米以下に格付けされた中の46.7%はこの着色粒が原因となっており、農協などの指導機関では検査で等級が落ちるのを防ぐために、地域一斉に一、二回の殺虫剤散布と、いなこうじ病予防の殺菌剤散布を指導し、実際に農家はこれらの散布を行っている。

この結果、カメムシ防除に使用されている殺虫剤の殺虫効果はカメムシ類にとどまらず、クモなどの益虫や他の昆虫、それらを捕食している鳥類にも影響が及んでおり、国民の健康と自然環境にもさらなる影響を与える懸念がある。

このカメムシ類による着色粒が、検査後に色彩選別機で容易に除去できる事実をあわせて考慮すると、農産物検査法の規格規定は不必要な農薬の使用を助長するものであり、消費者にとっても必要であるとは考えにくいものである。

また、農産物検査法による品位等検査は玄米が対象であって、精米すると検査結果は消滅してしまうことから、これでは検査を行う意味があるのか疑問であるだけでなく、検査表示のない白米は消費者が選択する際の判断情報としても役立たないと思われる。

さらに、この検査は、人の四感（視覚、嗅覚、触覚、聴覚）に頼った制度であり、検査員の技能に左右されやすいという問題も抱えている。

よって、国においては、農産物検査法の中の農産物規格規定の玄米に係る検査項目を外観によらないものとし、安全性を重視した制度に見直しをするよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
農林水産大臣	島	村	宜伸	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様